

1) 軽い罪に重い罰 栗本鞠菴

これらの一連の判決に対して後世の史家栗本鞠菴は「この処置は非理も亦甚し」と評している。

明治30年(1897)に春陽堂から刊行された川崎紫山(1864-1943)著「幕末の三俊」の「矢部駿州」の項には、この事件の顛末が詳しく書かれている。

この本は対立関係にあった矢部と鳥居のうち、矢部の側にたったの記述であるため、五郎左衛門らの処分を含めた矢部の処置に多分に好意的である。

この文書によれば狼心豺智の鳥居忠耀は、町奉行職欲しさに矢部駿河守を失脚させるネタを部下に命じて探していたが、お救い米の一件で仁杉五郎左衛門他の不正事件、およびこれに関わる佐久間伝蔵の刃傷事件を告発し、矢部を罷免に追い込んだ状況が描かれている。

主な部分の抜粋

天保7年の飢饉の救米掛の主任たりし仁杉五郎左衛門、臨機の処置に苦みて、用達の商人より米穀を買入れしとき、幾何の失費ありしも、他に支払の途なかりしより、窃に帳簿の上にてあやなせしこと、世上には、左せる奸曲のありし如く噂したるに依り、駿州、曾て勘定奉行の職に在りしとき、彼の仁杉等を取調べたれども、いずれも事情止むを得ざる事情なればとて、遂に其俟に免しけり。

斯くて、町奉行に転せしかば、同じく救米掛りの同心掛なりし佐久間伝蔵なるもの、駿州が、再び彼の事を取調べなんかとて、只管警懼して気狂し、一日、詰所の座上にて、同心見習なる堀口貞五郎を斬りぬ。

堀口の父は六左衛門と呼びて、先年死去せしかとも、是も亦彼の佐久間と同じく救米掛の同心たりしものなり。

斯くて佐久間は、其場にて自殺し、堀口も暫くして息絶へぬ。

駿州、此事を断じて、彼此宿意のあるべき事を聞かざれば、全く発狂よりして、故なく殺害に及びしものならんとて、其俟問ふ処なかりき。

此時、佐久間の妻なるものゝ答には、先年御救米の事にて、堀口六左衛門などが、私曲を行ひながら、良人に罪を塗りしを、年ごろ口惜がりて候へば、或はさる事よりして、此度の刃傷に及び候らひけん、と申聞えたれども、そは早や6年も過ぎし昔の事にて、今更事を騒ぎ立て、数多の罪人を出さんも、情無き業なればとて、駿州は万事穩便の取計をぞ為しける。

然るに此一件、はしなくも鳥居の聞く所と為り、大に悦ぶこと一方ならず。己れが腹心の者に囑して佐久間の寡婦に勧め、水野が登城の途に要して、一封の訴状を上らしめ、亡父の冤を雪かんが為なればとて、先年よりの始末一々密告に及びぬ。

水野、之を読みて大に驚きしが、日来より快からず思ひ居りし駿州の事なれば、早速同僚に計らひ、評定所に下して吟味に及ばしめ、駿州を貶して寄合に転し、詮議中、謹慎の旨を

命し、尚即日鳥居を以て町奉行に任じぬ。

百方羅織

駿州の町奉行として、其職に在るや、其才識の敏。声望の隆。一世を圧する許りなりしかば、鳥居が嫉妬の毒牙は、之に噛み付かんとせり。然れども、駿州の清廉純潔なる隙の投ずべきなかりしより、乃ち七年前に係る仁杉某の罪を治し、百方羅織して、終に榊原等と相謀り、之を水野に訴へ、其悪を逞うすることを得たり。

今、試に本罪人たる仁杉の口供と、駿州の口供とを掲げ以て、其關係如何を明白にすべし。

(中略)

栗本匏菴、之を評して曰く、

(中略)

矢部氏の事の如き、尤も其悪む可きの挙にして。壬寅の丙申を距る7年の後なるも。遡りて仁杉五郎左衛門の罪を治し、其不問に付したる当任の奉行筒井氏が罪は、罷役になりて。後任の矢部は擬律の軽きを以て、禁錮没籍とは、何等の処刑なる哉。非理も亦甚し。

蓋し矢部が才識物望共に己か上に出るを以て。平生之を口嫉し、中傷する所あらんとせしも。未だ其間を得さりしか。仁杉が罪を擬するの竟に失せしと云ふに及んで。

2) 松岡秀夫著「鳥居忠耀」

松岡秀夫は、この判決に対して次のようにその不当性を述べている。

(判決書に書かれている罪状によると) 矢部の罪状たるものは、長文の判決文の終段のところちょっとあるだけである。それは第一に矢部が勘定奉行および西の丸留守居のときに筋違いの調査をしたこと。

第二に、町奉行就任後、以前の仁杉五郎左衛門らの犯罪に対して重罰の判決を下すべきところを、かえって取りつくろって罪一等を減ずるよう態度に出ていたこと。

第三に、矢部は最初の尋問には事実無根といい、再尋問には事実を認めているが、これは「彼是れ以って御後聞き致し方」という非難をされている。後ろ暗き行為というのは当時の武上用語で、現代には適当な訳語がない。

第四に、取調べ中は言動に注意すべきなのに、逆に知人らに無実を宣伝している。これは高い身分の者に似合わない行為で、精神のあり方がなっていない、というような罪状判定である。

武士倫理は別のものであり、かつ倫理と法令とが混ざっていた当時としても、この矢部に対する罪状認定は不当のものであり、それによる他家預けという判決は、前代未聞の重課である。

第一の筋違いの調査という点は、幕府の高級官僚となれば、交際上からいろんな情報が耳にはいるし、勘定奉行としては御救米に関する勘定書の不正は、むしろ役目上知っておかねばならぬことである。

第二の与力からの犯罪に対し、取りつくろって軽い刑罰で処理しようとしたのがけしからん

というが、判決の重い軽いは判断の問題であり、とくに死罪かどうかの判決には慎重でなければならぬ。矢部は容疑者の死を救うという方向をとったもので、これを「取りつくろい侯取りはからいぶり」といって、矢部を非難している。

また最初の審問で「身に覚えがたい」といい、再審では「事実そのとおり」と罪状を認めただのは武士にあるまじき後ろ暗い態度だと批判し、罪状の一つに数えている。

しかし矢部は、もし自分が何かのことで疑惑を受けたときには、初審には実を述べてすべてに隠しごとをしないが、再審や三審ではいいわけは一切しないで審問に服するという信念を持っていた。

これは大坂町奉行のときに自分に課した信念だが、事実ではないといって尋問の疑点を否定するのは、上（将軍）の不明を証明することになるから、という武士道の倫理観に立つものである。判決書にはこの点をまったく反対に解釈して、罪の一つに数えている。

取調べ中の矢部が、冤罪だという書簡を親しい人に書いたことがどうして断罪の材料になるのか。「心底不行届の至り」と判決書にしるされている。どれもこれも矢部を罪に落とすに値しない些細なことであるし、そもそも与力仁杉五郎左衛門のお救米不止事件は天保7年に起こったことで、当時の仁杉の所属した南町奉行・筒井伊賀守政憲が責任を負うべきものである。

筒井は文政4年から天保12年までの丸20年間も南町奉行を勤めていた。仁杉の事件はまさに筒井の在任中に起こったもので、矢部にとっては自分の町奉行につく5年前、前任筒井伊賀守のときの事件に責任を負わされてはたまったものでない。

同時に筒井は仁杉事件の後5年間も平気な顔で何もせずに奉行で居座っていたことになる。筒井が町奉行をやめたのは老齢（63歳）が理由で西の丸留守居に移された。

矢部審問のときに筒井も調べられたが、筒井を狙った事件ではないのでたいした処分にもあわず、嘉永7年／改元して安政元年（1854年）には76歳で大目付に復活、幕末外交に働いた。

おとなしく上の命令どおり動いておれば、かくも高齢で幕府の第一線で働いておれるという見本のような人物である。

実質的な責任者は筒井政憲であるのに、こっちのほうはほったらかしで、事件をもっぱら矢部定謙のほうに持ってきたのは、これで矢部を町奉行から追放するだけでなく彼の幕臣としての生命を断つという陰謀があったからである。

矢部追放の口実さがしの探索に当たる者としては、南の矢部と同役の北町奉行の遠山景元がいる。たしかに遠山は、矢部の判決において評定所の立会人として名をつらねている。しかしこれは評定所の構成人として町奉行が一人必要だからであって、遠山が本心からこの判決に賛成したとは考えにくい。

遠山はこのすぐ後に、天保の改革の反対派に回り、鳥居耀蔵、いや南町奉行鳥居甲斐守のスパイ攻勢を受け、後に大目付に転進させられてしまうことになる。